

所得税、市・県民税の申告が始まります！

■問合せ＝（確定申告について） 佐野税務署 ☎(22)4366
（市・県民税について） 市民税課 ☎(20)3008

【はじめに】申告が必要か確認しましょう！

▶対象＝令和5年1月1日時点で、佐野市に住民登録がある方
※対象の方以外は、1月1日に住民登録のあった自治体に確認してください

Q	令和4年1月～12月の間に収入はありましたか？	➡	A	主な収入が年金の方⇒質問① 主な収入が給与の方⇒質問② 営業・農業・不動産などの収入があった方⇒質問③ 収入無しの方⇒質問④
----------	-------------------------	---	----------	---

質問①

年金以外に収入はありますか？

はい → 年金以外の所得は20万円を超えていましたか？

はい → 結果C

いいえ → 結果B

いいえ → 年金は遺族年金・障害年金のみですか？

はい → 結果A

いいえ → 年金収入は148万円以下ですか？（令和5年1月1日で65歳未満の方は98万円）

はい → 結果A

いいえ → 医療費控除など所得控除を追加する予定はありますか？

はい → 結果B

いいえ → 結果A ※2

質問②

次のうちいずれかに該当しますか？

- ・本業以外に20万円以上給与あり
- ・勤務先で年末調整をしていない

はい → 結果C ※3

いいえ → 給与以外の所得はありますか？

はい → 給与以外の所得は20万円を超えますか？

はい → 結果C

いいえ → 結果B

いいえ → 医療費控除など所得控除を追加する予定はありますか？

はい → 源泉徴収票に記載された「源泉徴収税額」の金額が0円または空欄ですか？

はい → 結果B

いいえ → 結果C

質問③

所得金額（収入金額から必要経費を引いた額）が所得控除（所得から差し引かれる金額）より大きいですか？

はい → 結果C

いいえ → 結果B

質問④

親族の誰かの税制上の扶養である（扶養されている親族の源泉徴収票にあなたの氏名が記載されている）

はい → 結果A ※1

いいえ → 結果B



結果

結果 A 申告の必要はありません※1※2

結果 B 市・県民税の申告が必要です

結果 C 所得税の確定申告が必要です※3

※1 所得課税証明の発行や国民健康保険税などの算定に市県民税申告が必要になる場合があります
 ※2 年金収入が400万円を超える場合は確定申告が必要になります
 ※3 令和4年中に再就職し、新しい勤務先で前職分も含めて年末調整している方は含みません

申告が必要となった方へ！ 自宅から申告できます！

結果 B の方へ 市・県民税の申告方法

- ▶ **申告書の入手・作成**＝市ホームページ「市・県民税申告書作成コーナー」から作成、印刷ができます。また、住民税の試算や、ふるさと納税限度額計算の試算もできます。
- ▶ **申告書の提出**＝3月15日(水)までに郵送または直接市民税課
 〒327-8501（住所不要）市民税課



結果 C の方へ 所得税の確定申告方法

マイナンバーカードをお持ちの方は、スマホからでも申告できます！

所得税の確定申告は、自宅からスマートフォンとマイナンバーカードを使って申告書を送信できます。スマートフォンのマイナンバーカード方式によるe-Tax申告について、詳しくは国税庁ホームページをご覧ください。



- ▶ **申告書の入手・作成**＝国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」から作成、印刷できます。また、申告書は佐野税務署、市民税課、田沼・葛生行政センター、各支所、各地区公民館で配布します。
- ▶ **申告書の提出**＝3月15日(水)までに郵送にて関東信越国税局業務センター栃木分室
 〒328-8587（住所不要）関東信越国税局業務センター栃木分室



所得税還付申告は
1月から開始！

結果 B 結果 C の方へ 【共通】郵送に必要なもの

- ・作成済みの申告書
- ・本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証などのコピー）
- ・所得の内容が分かるもの（源泉徴収票（結果Cは不要）、収支内訳書）、控除の内容が分かるもの（生命保険料控除証明書、障害者手帳のコピー、医療費控除明細書（領収書は送付不要）など）

